

紫式部と関連付け越前市をPRするロゴマーク及びキャッチコピー作成  
業務委託仕様書

1 委託業務名

紫式部と関連付け越前市をPRするロゴマーク及びキャッチコピー作成業務

2 委託期間 契約締結の日から令和5年3月10日まで

3 目的

本市では、2024年放送のNHK大河ドラマが本市ゆかりの紫式部を主人公にした「光る君へ」に決定したことを受け、同年春の北陸新幹線越前たけふ駅開業に向け、紫式部と越前市を関連付け、本市をPRする取組みを実施している。この取組みの機運を高め、本市の魅力を効果的に伝えるため、ロゴマーク及びキャッチコピーを作成する。

4 業務の内容

ロゴマーク及びキャッチコピーの作成及び商標登録

(1) ロゴマーク及びキャッチコピーは次の要件を満たすこと。

- ・紫式部と越前市を関連付け、本市の魅力をPRすることがコンセプトになっていること。
- ・キャッチコピーは端的でわかりやすい表現となっており、ロゴマークと組み合わせた一体的なデザインとして、様々な活用ができること。
- ・「大河ドラマ」「光る君へ」の文字を使用しないこと。
- ・おみやげ物などにシール等で掲示したり、名刺やチラシなどの印刷物等に表示することを想定し、目に留まりやすく、印象に残るデザインとなっていること。
- ・越前市オリジナルのデザインとなっていること。
- ・描画ソフトにより作成されたもので、デザインは拡大・縮小しても使用可能なものとなっていること。(手書きは不可)
- ・色彩は自由。ただし、単色刷りでも識別が可能なデザイン及び配色であること。
- ・ロゴマークのデザイン及びキャッチコピーの内容について市と協議し、必要に応じて修正すること。
- ・ロゴマーク及びキャッチコピーはタイプの違うものを3案提案すること。3案について公表し、市民等の意見を反映した上で1案に決定する。(修正を加える場合有)

(2) 制作上の留意点

- ・ロゴマーク及びキャッチコピーはすべて未発表で、オリジナル作品であること。
- ・ロゴマーク及びキャッチコピーは、単色刷りでも識別が可能なデザイン及び配色であ

ることとし、各種PR用品（チラシやWEB、ステッカー等）で使用することを前提とすること。

- ・ロゴマーク及びキャッチコピーのカラーやサイズ、周辺余白、ステッカー等で展開する場合の規則を統一し、細かく定めたデザインマニュアルを制作すること。（提案時にデザインマニュアルは不要。決定したもののみ制作する。）
- ・ロゴマーク及びキャッチコピーに修正・追加を加える場合があるため、その作業費用も考慮すること。また、その場合において、受託者は著作権法第20条に規定する同一性保持権の行使は行わないこと。
- ・本業務とは別に、デザイン系専門学校の協力により、学生が紫式部ゆかりの偉人キャラクターを制作中の為、キャラクターデザインを主としたロゴ等の提案は不要。

### （3）商標登録

- ・提案するロゴマーク案及びキャッチコピー案は、既登録商標又は類似商標登録がなく、商標登録可能なものであること。
- ・ロゴマーク及びキャッチコピーの制作にあたっては、商標調査を実施したうえで提出すること。決定したデザインについては、別途市が指定する日までに商標登録申請手続きを行うこと。（業務内容に商標登録の出願・登録に係る費用を含む。）
- ・商標登録は、ロゴマークとキャッチコピーを合せて1件とし、1区分に商標登録する予定である。（最終決定案のみ）

### （4）ロゴマーク及びキャッチコピーの納品期限

- ① 12月中旬に実施する審査会での受託候補者決定後に契約手続きを行い、提案した3案について市と協議の上、市の定める期日までにデータ形式（jpeg形式等）で納品。
- ② 2月中旬に実施する審査会において最終1案の決定後、納品日までにロゴマーク及びキャッチコピーの成果物を納品。

### （5）納入物品

- ・業務完了届 1部
- ・ロゴマーク及びキャッチコピー（データ形式 jpeg, ai, PDF）を記録したCD-R又はDVD-R 2組
- ・デザインマニュアルを記録したCD-R又はDVD-R 2組

### （6）納品場所

越前市役所企画部政策推進課

## 5 その他

(1) 著作権については、以下の取扱いとする。

・本業務により新たに発生した著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、越前市に帰属することとし、越前市（越前市が指定するものを含む。）は受託者に事前の連絡なく加工及び二次利用できることとする。

ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下「権利保留物」という。）については、受託者に留保するものとし、この場合越前市は権利保留物について独占的に使用できるものとする。

・受託者は、本業務の成果物に第三者が権利を有する著作権等が含まれる場合は、当該著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うこととする。

・受託者は、越前市に対し、本市納品物に関する著作者人格権を一切行使しないものとする。

・採用するロゴマーク及びキャッチコピー案から生じる商標権等の権利者は越前市とする。

・本業務の実施に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、受託者の責任、負担において、一切を処理しなければならない。

・受託者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(2) 納品物品のCD-Rは、複数のデータを一括して保存し、1枚にまとめてもよいものとする。

(3) 完成するまでの過程において、緊密に状況を報告するとともに、随時内容を確認し、修正を行うこと。

(4) 受託者は、本業務(再委託をした場合を含む。)を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(5) この仕様書に定めのない事項については、受託者と市企画部政策推進課が必要に応じて協議するものとする。

**本仕様書はプロポーザル用であり、業務内容については、今後変更の可能性がある。**